

いじめ防止対策基本方針

I 基本方針

(1) いじめに対する基本姿勢

いじめはどの学校、学級、生徒にも起こり得るという意識をもつ。

- ① いじめは人権侵害、犯罪行為であり、いじめは絶対に許さない学校をつくる。
- ② いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめをする生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者と信頼関係を築き、地域や関係諸機関との連携を図る。

(2) 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、防止のために主体的に行動できる集団づくりに努める。（学校全体で「いじめは絶対に許されない」という雰囲気の醸成）
- ② 道徳、特別活動等を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー（以下SC）、心のふれあい相談員を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することが絶対にないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検し、改善・充実を図る。
- ⑥ 職員の研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
- ⑦ 地域や関係機関と情報交換を行い、日常的な連携を深める。また、警察とも日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築する。

(3) 早期発見に向けて

いじめは大人の目の届きにくいところで発生することが多く、そのため実態把握には、学校と家庭、地域が協力し、全力で実態把握に努める。

- ① 生徒の声に耳を傾ける。
- ② 生徒の行動を注視する。
- ③ 保護者と情報を共有する。
- ④ 地域と定期的に連携する。

(4) 早期対応、解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、管理職、学校いじめ対策推進教員と生活指導部、SCを中心とした学校いじめ対策委員会を招集し、組織で対応にあたり、詳細な事実確認に基づく早期の適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解決を行う。

- ① いじめを把握した場合、本方針及び「練馬区いじめ対応フローチャート」に基づき、学校いじめ対策委員会を核として対応にあたる。
- ② いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③ いじめられた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保し、守り通す。
- ④ いじめであるかの判断は、学校いじめ対策委員会が行い、学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ⑤ いじめをする生徒の保護者に迅速に事実を連絡し、生徒には行為の善悪をしっかりと理解させ、いじめをやめさせ、反省、謝罪をさせる。
- ⑥ 犯罪行為に相当し得るいじめに対しては、直ちに警察への相談・通報を行う。
- ⑦ いじめが解消されたかを学校いじめ対策委員会で検討した上で、校長が判断する。
- ⑧ いじめが解消した後も、いじめられた生徒の保護者と継続的な連絡をとり、生徒のケアに努める。また、いじめをする生徒にも継続的な指導・支援を行う。

(5) 重大事態への対処

- ① 重大事態が発生した場合は、「重大事態発生時の対応フローチャート」に基づき、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会が求める調査に協力する。
- ② 重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があつたのか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。
- ③ いじめられた生徒の安全および落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ④ 必要に応じて、学校サポートチーム等の関係機関に情報提供を行い、協力を依頼する。
- ⑤ 些細と思われるいじめでも、重大事態となる可能性があることを校内で共通理解を図る。

※重大事態（「いじめ防止対策推進法第28条第1項」）

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 具体的な取り組み

(1) 相談体制の充実

- ① 1学年ではSCによる全員面接を実施する。2、3学年も必要に応じて担任と二者面談を行う。
- ② SCや心のふれあい相談員を活用し、学校の相談機能を高める。
- ③ いじめ相談の窓口について掲示物や配付物で周知徹底し、深刻な事案に迅速に対応できるようにする。
- ④ 校長宛に送る「学園中お悩み相談フォーム」を開設し、生徒が相談しやすい環境を増やす。

(2) 実態把握

- ① 毎週、学校いじめ対策推進教員を中心として、いじめやいじめの疑いのある事案について、現状や対応状況の確認を行う。
- ② 生活指導部や学年を中心に年3回の生活アンケートを実施したり、いじめチェックリストを活用したりして生徒の行動を観察する。
- ③ アンケートの実施後は、各学年・担任教諭が個別の聞き取りを行う。
- ④ 聞き取り後はいじめ問題解決に向けた迅速な事実確認と対応を組織的に行う。

3 教員の取り組み

- (1) 「いじめ防止研修資料」（練馬区）、「いじめ総合対策」（東京都）等の指導資料を活用する。
- (2) 年に3回以上のいじめに関する校内研修を実施する。
- (3) 年2回「ふれあい月間教員シート」を活用して、いじめ防止等の対策の取組状況を確認する。

4 生徒の自主的な取り組み

- (1) 生徒が主体となって活動する場を設定する。
 - ・「学園中人権宣言」の作成、見直し。（生徒総会前後に行う）
 - ・SNS学園中【学校ルール】の徹底。
 - ア 人が見て嫌な気持ちになるような書き込みはしない。
 - イ 自分や他人の個人情報の扱いに気をつける。
 - ウ 知らない人と安易につながらない。
- (2) 学校として、区が実施するいじめ防止対策の取組「いじめ一掃プロジェクト」（ポスターまたは標語製作）に積極的に参加し、意識を高めさせる。
- (3) 学活でいじめ防止について話し合い、集団の意識や個人の意識を高めさせる。
- (4) 年に2回、各種委員会でいじめ防止や生徒同士の交流を増やす取組を実施する。

5 ふれあい月間の取り組み

- (1) 6月、11月、2月に設定されている「ふれあい月間」の周知徹底を図る。
- (2) ふれあい月間に合わせて、年に3回、道徳等でいじめに関する授業を実施する。

6 教職員の指導力の向上

- (1) 生活アンケートの情報を共有し、日常の生徒対応等の指導に生かす。
- (2) 携帯電話、インターネット等を通して行われるいじめ防止のための講習会を実施し、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

7 学校いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ案件の対応については、通年で組織する「学校いじめ対策委員会」で協議する。
- (2) 委員会のメンバーは、校長・副校長・生活指導主任・各学年主任・養護教諭・SC・学校いじめ対策推進教員とする。いじめの案件が起きている場合の委員会には、担任や顧問も参加する。
- (3) 学校いじめ対策委員会は、校内のいじめ問題(未然防止も含む)について方針を協議し、組織的に対応できるよう各担当と連携しながら改善・解決に導いていく。

参考資料

- ・「生徒指導提要」・「人権教育プログラム（学校教育編）」
- ・「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」（東京都）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月）」
- ・「重大事態発生時の対応フローチャート（令和6年11月改訂）」
- ・「令和7年度練馬区いじめ問題対策方針」